

令和8年度用地交渉事務に関する技術者派遣業務委託に係る

制限付き一般競争入札実施要領

1. 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和8年度用地交渉事務に関する技術者派遣業務委託
- (2) 業務概要
和泉市が実施する公共事業に必要な用地等の取得に関し、用地買収交渉の円滑かつ適正な遂行を図るため、高度な用地交渉技術と専門知識を有する派遣労働者を和泉市に派遣し、市職員の用地買収業務を補助し、もって市職員への技術移転・ノウハウ蓄積に資することを目的とする。(別紙「仕様書」参照)
- (3) 履行場所
和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市役所 総務部、都市デザイン部
- (4) 履行期間
令和8年7月1日～令和9年3月31日
- (5) 入札方式
 - ・制限付き一般競争入札
 - ・総価方式
 - ・郵便入札
- (6) 入札比較価格
¥ 16,244,000 円(税抜き)
※ 積算にあたっては、上記の入札比較価格を超過しないこと。
※ 業務の詳細については、仕様書を参照すること。
- (7) 仕様書等関係図書配布
配布方法：和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード
<配布資料>
入札実施要領等 一式
<和泉市公式ホームページ>
<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/soumuka/osirase/23229.html>
配布期間：令和8年4月22日(水)～令和8年5月13日(水)

2. 入札参加資格に関する事項

参加者は、関係図書配布開始日(以下「基準日」という。)において、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

なお、基準日から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (4) 地方税(本市に本店・支店・営業所等が存する場合に限る。)及び国税の未納がないこと。
- (5) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成17年4月28日制定)による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱による指名停止を受けていない者であること。

- (7) 和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札等除外措置を、受けていない者であること。また、参加者の役員及び従業員（以下「事業者関係者」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していない者であること。
- (8) 受託者は、過去2年以内に、国、地方公共団体、または公社等において用地交渉事務に係る労働者を派遣し、同等程度の派遣業務を2回以上にわたって円滑に実施した実績を有すること。

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期間：令和8年4月22日（水）～令和8年5月13日（水）15時まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
（郵送の場合は令和8年5月13日（水）必着 着払不可）
- (2) 提出先：〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 都市デザイン部都市整備室道路河川担当
- (3) 提出書類：
- (Ⅰ) 和泉市における令和7年・8年度の入札参加資格を有している場合
- ・ 入札参加申請書（様式第1号）
 - ・ 担当者名刺
 - ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働者令第20号）第2条に基づく労働者派遣事業許可証の写し
 - ・ 誓約書（様式第2号）
 - ・ 実績報告書（様式第3号）
（2(8)の実績について、契約書等の写し及び業務計画書あるいは仕様書等の写し、実施日時、対象自治体、業務名称、業務内容を記載のこと）
- (Ⅱ) 和泉市における入札参加資格を有していない場合は、以下の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）を提出すること。
- ・ 入札参加申請書（様式第1号）
 - ・ 担当者名刺
 - ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働者令第20号）第2条に基づく労働者派遣事業許可証の写し
 - ・ 誓約書（様式第2号）
 - ・ 実績報告書（様式第3号）
 - ・ 印鑑登録証明書 ※写し
 - ・ 商業登記簿謄本（登記事項証明書） ※写し
 - ・ 決算報告書一式 ※写し 直近1年分
 - ・ 国税の納税証明書 「その3の3」 ※写し
 - ・ 市税の納税証明書（直近2年間） ※市外 事業者の場合は不要
 - ・ 委任状（受任者をたてる場合）
 - ・ 使用印鑑届
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書
- (4) 提出方法：
和泉市都市デザイン部都市整備室道路河川担当へ郵送にて申し込みすることとする。持参・電話・FAX・メールによる申込受付は一切行わない。書類不備の場合は入札参加資格なしとなるため、留意のうえ申し込みすること。
また、「4 資格確認及び通知」についても留意すること。

4. 資格確認及び通知

入札参加申込書の提出があった場合は、参加資格の有無を審査し、その結果について令和8年5月19日（火）を目処に入札参加資格確認通知書により通知する。参加資格の有無に関わらず、提出された申請書類については返還しない。参加資格が有る場合は、入札書、入札書送付用封筒を同封する。

5. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、質疑用紙（様式第4号）を令和8年5月25日（月）午後5時までにメールにて送付すること。（質疑がない場合でも「質疑なし」の旨を送付すること。）

- ・ 送付先：和泉市総務部総務管財室財産用地グループ
 - ・ メールアドレス：soumu-koubai@city.osaka-izumi.lg.jp
 - ・ メールの件名：「令和8年度用地交渉事務に関する派遣委託業務委託にかかる入札の質疑について」
- ※ 質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑については、全ての参加申込者に対し、令和8年5月29日（金）午後5時までに質疑について送付があったメールアドレスに回答する。

なお、質問回答用紙をもって、本要項の補完、追加、修正および解釈に関する補足等とし、加えて、回答期日までに市として本入札に関し追加で留意事項が発生すれば、質問形式で回答に含め掲載する場合がある。

※ メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

7. 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）第90条第2号により免除

8. 入札書受付期日及び送付先

- (1) 受付期日 【配達指定日】令和8年6月5日（金）（必着）

本市から配布された封筒を用いて、所定の内容（本要項 P6「入札書郵送用封筒 記載例」参照）を記載した上で配達指定郵便（一般書留又は簡易書留。）又は配達時間帯指定郵便（一般書留で、配達時間帯の区分が午前8時から午前12時までに限る。）で提出すること。

持参による提出は受け付けない。また、上記以外の方法で郵送された入札書は無効とする。

- (2) 送付先 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市 都市デザイン部都市整備室道路河川担当

- (3) 送付書類 入札書（様式第5号）

- (4) 入札の辞退

- ① 入札の申込みを行ったものの、都合により入札を辞退しようとするときは、入札書を送付する前に参加辞退届（様式第6号）を和泉市都市デザイン部都市整備室道路河川担当まで提出すること。
- ② 入札書を送付していない場合のみ参加辞退届を受け付けする。持参による提出は受け付けない。
- ③ 参加辞退届の提出後に入札書が和泉市都市デザイン部都市整備室道路河川担当に到着した場合、参加辞退届は無効とする。

9. 入札書の記入方法等

- (1) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできない。

- (2) 入札書に記載する金額

入札書には、派遣労働者の基本料金、交通費、諸経費などを含んだ金額総額（消費税及び地方消費税を除く。）を記載するとともに、派遣予定の各労働者の1時間当たりの基本料金を併せて記載すること。

10. 入札の無効・失格・延期等

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ① 入札者の資格がない者が入札したとき。
 - ② 入札金額を訂正したとき。
 - ③ 入札書に記名押印がないとき。
 - ④ 一の入札に対して二通以上の入札書を提出したとき。
 - ⑤ 入札の記入事項について必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - ⑥ 本要項に定める方法により入札書を提出しないとき。
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とします。
 - ① 公正な入札の執行を害する行為を行ったとき。
 - ② 入札に関し談合等の不正行為をしたとき。
 - ③ 職員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱す行為を行ったとき。
 - ④ 入札金額が最高入札価格を上回るとき。
- (3) 郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがあります。

11. 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年6月8日(月) 午後2時
 - (2) 場所
和泉市役所 別館3-4会議室
大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
- ※ 郵便入札のため、入札立会人以外は来庁する必要はない。ただし、傍聴は可能。
※ 入札立会人としてご来庁する場合は下記2点を持参すること。
- ① 個人又は代表者（代理人の場合は受任者）の印鑑
 - ② 委任状（様式第7号）（代理人の場合のみ）

12. 入札（開札）における注意点

- (1) 開札当日の受付は、開札開始時刻の10分前から行い、開始時刻に締め切る。
- (2) 各入札参加者の関係者（従業員等）は傍聴人として入室が可能である。入室する際には、傍聴人受付簿に関係する入札参加者名及び氏名を記入すること。ただし、傍聴人が多数等で、入札の執行に支障がある場合と判断した場合は、入室人数の制限を行うことがある。
- (3) 入札者が1人の場合でも開札を行う。
- (4) 入札の公正性確保のため、開札は入札立会人のもとで行う。入札立会人は入札参加者の中から1人選定することとし、選定方法については、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱（平成19年制定）によるものとする。
- (5) 入札立会人に選定した参加者への連絡は、令和8年6月3日（水）に行う。
- (6) 入札立会人が代理人の場合は、委任状の提出が必要。
- (7) 入札立会人を選定することができないとき、選定した入札立会人が参集しないとき、選定した入札立会人が印鑑を持参していないときまたはその他選定した入札立会人に事故があると和泉市が認めたときは、本件入札執行部署以外の市職員が入札立会人となり、開札を行う。
- (8) 入札立会人は、入札にかかる書類を確認し、当該開札の終了後、入札立会確認書に記名押印すること。
- (9) 入札立会人又は傍聴者が開札の妨害若しくは不正行為をし、又はそのおそれがあると認めるときは、開札の立会又は傍聴を拒否することがある。
- (10) 入札者は、郵便事情等により入札書等が到達しなかったこと又は開札に立ち会っていないことを理由に異議を申し立てることはできない。

1 3. 落札者の決定

- (1) 落札者は、入札比較価格以下の価格で、最低価格の入札者に決定する。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札立会人によるくじ引きで落札者を決定する。
- (3) くじを引く順番は入札参加申請を受け付けた順番とする。

1 4. 入札結果の公表

落札者の決定後、入札の公平性・透明性確保のため、和泉市ホームページにおいて入札結果（落札者、落札金額、入札参加者名、各入札参加者の入札金額、各入札参加者の入札辞退の状況等）を公表する。参加者は公表されることを了承の上、入札に参加すること。

1 5. その他入札について必要な事項

- (1) 契約保証金
和泉市財務規則第104条第3号により免除
- (2) 契約の締結
落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から令和8年6月29日（月）までに契約を締結しなければならない。
労働者派遣基本契約書（様式第8号）および労働者派遣個別契約書（様式第9号）のとおり、契約を締結すること。正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものとし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、和泉市財務規則第95条の2第3項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 支払方法
受注者は、毎月末に委託者の指定する職員による派遣労働者勤務の確認を受け、当該月分の派遣料金を翌月に委託者へ請求するものとし、委託者は、適正な請求に基づき支払うものとする。詳細は仕様書参照のこと。
- (5) 適用法令
地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

<問合先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 総務部総務管財室財産用地グループ
TEL:0725(99)8105
FAX:0725(45)9352
受付期間:土日祝日を除く平日8時45分～17時15分
メール:soumu-koubai@city.osaka-izumi.lg.jp

<紙書類の提出先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 都市デザイン部都市整備室道路河川担当

入札書郵送用封筒 記載例 (長形3号：横12.0cm×縦23.5cm)

※本入札に係る封筒には下記と同内容を記載し提出すること。

封筒（表）

5 9 4 8 5 0 1

①	②	③
一般書留の配達日指定郵便	簡易書留の配達日指定郵便	一般書留の配達時間帯指定郵便(午前8時～正午)

※左記のいずれかの方法で郵送してください

和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市役所 都市デザイン部
都市整備室 道路河川担当 行

入札書在中

封筒（裏）

封筒の継ぎ目に
割印

必ず件名を
記載

配達指定日	令和8年6月5日
入札日	令和8年6月8日
件名	令和8年度用地交渉事務に関する 労働者派遣業務委託

割印

住所又は所在地	〇〇〇〇〇〇
商号又は名称	株式会社 〇〇〇
代表者氏名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

割印

〈 注 意 〉

1. 本封筒には入札書（様式第7号）を入れること。
2. 配達日指定郵便（一般書留又は簡易書留。指定日：令和8年6月5日）又は配達時間帯指定郵便（一般書留。配達指定日が令和8年6月5日かつ配達時間帯の区分が午前8時から午前12時までに限る。）で送付すること。
3. 一物件につき、本封筒1枚を用いること。
4. 一度開封した封筒は使用できないので、新たな封筒に入れ直すこと。
5. 提出後に参加辞退、入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。